

教育活動の実施基準

◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発令時の教育活動実施基準

状 況			基 準	
地震	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき		<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止	
	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	
	南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業	
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校 ※下記 URL 参照	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校)
			上記以外の学校	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業	
		調査終了	☐ 原則通常授業	

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認すること

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>)

◎気象警報・注意報発表時の教育活動実施基準

(1) 学校所在地又は自分の居住地に、以下 I ・ II のいずれかが午後 3 時の時点で発令されている場合

I 気象庁からの「暴風警報」「大雨特別警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれか一つ以上

II 自治体からの「警戒レベル 4 避難指示」

→学校所在地において発令されている場合は、一日休校。

→自分の居住地において発令されている場合は、自宅で待機する(出席停止扱いとする)。

(2) 自分の居住地において発令されている I II が解除された場合

(3) I II 以外の警報や「警戒レベル 3」以下の場合

→原則、通常授業とします。

※その後の気象情報や地域の実情等を確認の上、保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。安全に登校することが心配される場合は学校に連絡し、自宅で待機するか、状況を見て登校する。

(4) 天候の影響等により公共交通機関の運休等が計画されて登校が困難な場合、出席停止扱いとする。